

	平成16. 4. 1	制定
改正	平成16. 9. 15	平成16. 12. 1
	平成17. 4. 1	平成17. 6. 1
	平成18. 6. 1	平成19. 4. 1
	平成19. 12. 1	平成19. 12. 26
	平成20. 12. 1	平成21. 6. 24
	平成23. 4. 1	平成25. 4. 1
	平成26. 4. 1	平成28. 4. 1
	平成29. 5. 1	平成29. 12. 1
	平成31. 4. 1	令和 2. 4. 1
	令和 3. 4. 1	令和 4. 4. 1
	令和 4. 5. 1	令和 5. 4. 1
	令和 6. 4. 1	令和 7. 4. 1
	令和 8. 4. 1	

(目 的)

第1条 この規則は、群馬大学学則第2条第3項及び群馬大学大学院学則第3条第3項の規定に基づき、群馬大学（以下「本学」という。）における教育研究活動等の自己点検・評価の実施及び本学の職員以外の者（以下「学外者」という。）による評価・検証に関し、必要な事項を定め、もって教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び使命を達成し、社会的責任を果たすことを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「大学評価」とは、自己点検・評価、外部評価、認証評価及び第三者評価をいう。
- (2) 「自己点検・評価」とは、本学又は学部等が自ら行う点検及び評価をいう。
- (3) 「外部評価」とは、本学又は学部等が主体となって自己点検・評価の一環として行う、学外者による検証及び評価をいう。
- (4) 「認証評価」とは、学校教育法第109条（昭和22年法律第26号）に規定する認証評価機関が行う検証及び評価をいう。
- (5) 「第三者評価」とは、国立大学法人評価委員会その他の機関が行う検証及び評価をいう。
- (6) 「学部等」とは、群馬大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条に規定する研究科及び学府、大学院学則第4条の2に規定する学環、学則第6条に規定する附置研究所、学則第7条に規定する総合情報メディアセンター、学則第7条の2に規定する機構、学則第8条に規定する学内共同教育研究施設、学則第8条の2に規定するダイ

バーシティ推進センター、学則別表第1－3に規定する医学部附属病院並びに国立大学法人群馬大学組織規則第15条に規定する事務局（監査室を含む。）をいう。

（7）「学部長等」とは、前号の学部等の長をいう。

（大学評価室）

第3条 本学における自己点検・評価及び外部評価の実施並びに認証評価並びに第三者評価に対応するため、国立大学法人群馬大学大学評価室（以下「評価室」という。）を置く。

（業 務）

第4条 評価室は、大学評価に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）大学評価に係る企画・立案に関すること。
- （2）自己点検・評価及び外部評価の実施についての基本方針に関すること。
- （3）自己点検・評価及び外部評価の実施に関すること。
- （4）自己点検・評価に対する検証に関すること。
- （5）認証評価及び第三者評価への対応に関すること。
- （6）大学評価に係る資料の収集、調査及び分析に関すること。
- （7）大学評価の結果の公表に関すること。
- （8）大学評価の結果に対する意見及び改善策に関すること。
- （9）大学評価に係る連絡調整に関すること。
- （10）内部質保証に関すること。
- （11）その他大学評価に関し、必要な事項

（組織等）

第5条 評価室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- （1）理事のうち学長が指名する者3人
- （2）総合情報メディアセンター長
- （3）共同教育学部、情報学研究科、医学系研究科、保健学研究科、理工学府、食健康科学研究所、生体調節研究所及び医学部附属病院の教員のうち学長が指名する者各1人
- （4）総務部長
- （5）その他学長が指名する者若干人

2 評価室に室長を置き、前項第1号の者のうち評価を担当する者をもって充て、評価室の業務を掌理する。

3 評価室に副室長を置き、第1項第1号の者のうち前項の者を除く2人をもって充て、室長の職務を補佐する。

（事 務）

第6条 評価室の事務は、総務部企画評価課において処理する。

（学部等の評価組織）

第7条 理事及び学部長等は、各学部等に、必要に応じて大学評価に関する学部等の評価組織（以下「評価組織」という。）を置くことができる。

2 評価組織は、本学が行う大学評価に関連して、各学部等の教育研究活動等に関する点検・評価を行う。

3 学部等独自の自己点検・評価及び外部評価の実施並びに第三者評価への対応については、学部長等の責任において、実施することができる。

4 評価組織に関し、必要な事項は、別に定める。

(点検・評価の項目)

第8条 室長、理事及び学部長等は、点検・評価の対象に応じて、自己点検・評価及び外部評価を行うに当たっての具体的な点検・評価の項目をそれぞれ定めるものとする。

(評価結果の公表)

第9条 室長、理事及び学部長等は、自己点検・評価及び外部評価の結果を報告書として学内外に公表するものとする。

(評価結果への対応)

第10条 学長、理事及び学部長等は、自己点検・評価及び外部評価並びに認証評価並びに第三者評価の結果に基づき改善が必要と認められるものについては、速やかに改善計画を策定し、その改善に努めなければならない。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

(雑 則)

第12条 この規則に定めるもののほか、大学評価を行うために必要な事項は、別に定める。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。